

質問 人

社會主義に對する態度如何  
資本主義打倒の根本的解釋如何

(答) 新綱領は從來と大差はないが日本現在の社會的狀  
勢より之を改正したのである

委員會に於て充分審議したのであるから是を無難して貰  
ひ度い。是以上の詳細な答辯は避ける満場の承認を求  
む。  
異議なく原案通り決定す。

2 規約改正の件 谷口友太郎 說明

改正條項次の通 (別紙規約参照)

第二條 「主體」を削除

(理由) 主體は決議に入る、が故に殊更規約の中  
之を要せず

第三條 「監査部」「會計部」「購買部」「研究部」

「圖書部」「編集部」を削除

第五條 「八、書記局會議」削除

第七條 「三分の一以上」とあるを「二分の一」と  
改正

第八條 「(一)、(二)名」とあるを「(一)、(二)名」に改正

「(三)項」を全部削除し「(二)會費元納五十名を増  
す毎に一名を加ふ」と改正

圖書削除

第十五條 全文削除

第十七條 「三、會計部長」を「三、會計長」に、「四、  
監査部長」と「四、監査委員」に改正

第十八條 「圖書の常設機關の承認」とあるを「中央委  
員會の承認」と改正

第二十條 「一、規約の主體」を削除